

## 新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について

令和2年（2020年）4月17日  
一般財団法人札幌市住宅管理公社 保全部長

工事及び測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下を踏まえ、適切な対応を行っていただくようお願いいたします。

### 1 感染予防の対応等の徹底について

状況に応じてアルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、受注者（受託者）を通じてすべての従事者等の健康管理に留意いただきますよう、お願いいたします。

### 2 発注者への速やかな報告について

公社発注の工事等の履行に係る従事者等に新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者が判明した場合には、速やかに公社担当者に**報告**をお願いします。また、保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置を講じるよう、お願いいたします。

### 3 感染を拡大するリスクが高い場面の回避・軽減について

新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下、「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いと考えられています。また、これ以外の場であっても、人込みや近距離での会話、特に大きな声を出すこと等にはリスクが存在すると考えられています。

建設工事の現場でも「三つの密」の発生を極力回避するとともに、やむを得ず必要な場合においてもその影響緩和のための対策を徹底するようお願いいたします。

### 4 公社（発注者）における対応について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、公社発注工事（業務）に関して受注者（受託者）から工期（履行期間）の見直し等の申し出があった場合には、必要に応じて適切に対応しますので、速やかに担当者との協議をお願いいたします。なお、この場合においては、特段の事情がない限り、受注者（受託者）の責によらない事由によるものとして取り扱います。

### 5 参考

- 国土交通省ホームページ（新型コロナウイルス感染症対策）  
[https://www.mlit.go.jp/tec/kanbo08\\_hy\\_000025.html](https://www.mlit.go.jp/tec/kanbo08_hy_000025.html)